

# 平成20年度 内閣府税制改正要望結果

平成20年1月11日

## 【地域再生の推進】

| 要 望 項 目  | 結 果  | 担 当 者  |
|--|--|--|
| <p>【創設】<br/>                     地域の特産物などを用いた果実酒等の製造に関する特例措置の創設（酒税）</p>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・構造改革特別区域内において地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者が、果実酒又はリキュールの製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準（現行6kl）を果実酒については2klに、リキュールについては1klに引き下げる。</li> <li>・構造改革特別区域内において農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した果実を原料とした果実酒を製造するため、果実酒の製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準（現行6kl）を適用しない。</li> <li>・酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする者が、その営業場において飲用に供するため、その営業場において課税済みの蒸留酒類と他の物品（酒類を除く。）との混和をする場合には、一定の要件の下、みなし製造の規定を適用しないこととする。</li> </ul> | <p>構造改革特区担当室<br/>                     地域再生事業推進室<br/>                     参事官 岩片弘信<br/>                     (TEL: 03-5521-6605)</p> <p>規制改革推進室<br/>                     政策企画調査官 岩村有広<br/>                     (TEL: 03-5501-2802)</p> |
| <p>再チャレンジ支援寄附金税制と公益法人制度改革に係る寄附金税制との整合性の確保<br/>                     （所得税、法人税、相続税、法人住民税、法人事業税）</p> | <p>・再チャレンジ支援寄附金税制と公益法人制度改革に係る寄附金税制との整合性を確保するため、所要の整備を行う。</p>   | <p>地域再生事業推進室<br/>                     参事官 岩瀬忠篤<br/>                     (TEL: 03-5521-6698)</p>  |

## 【防災対策の推進】

| 要 望 項 目  | 結 果   | 担 当 者   |
|--|---|---|
| <b>【創設】</b><br>能登半島地震災害による被災代替家屋等に係る軽減措置の創設<br>(固定資産税、都市計画税)   | ・能登半島地震災害により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして取得する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、最初の4年間1/2減額(地震発生日以後、平成22年度まで)   | 政策統括官(防災担当)付参事官(災害復旧・復興担当)<br>篠原一正<br>(TEL:03-3501-5191)  |
| <b>【創設】</b><br>新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋等に係る軽減措置の創設<br>(固定資産税、都市計画税) | ・新潟県中越沖地震災害により滅失・損壊した家屋及び償却資産に代わるものとして取得する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、最初の4年間1/2減額(地震発生日以後、平成22年度まで)   | 同上  |
| <b>【延長】</b><br>地震防災対策用資産の取得に関する特例措置の延長<br>(固定資産税)              | ・東海地震に係る地震防災対策強化地域(平成14年拡充分)、東南海・南海地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域における地震防災対策用資産の取得に関する固定資産税の課税標準の特例措置を2年間延長(5年間 課税標準を3/4)   | 政策統括官(防災担当)付参事官(地震・火山対策担当)<br>池内幸司<br>(TEL: 03-3501-5693) |
| <b>【延長】</b><br>事業用建築物に係る耐震改修促進税制の適用期限の延長<br>(所得税、法人税)          | ・事業者が、特定建築物(事務所、百貨店、ホテル、賃貸住宅等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物)について耐震改修促進法の認定計画に基づく耐震改修工事を行った場合で、当該特定建築物につき耐震改修に係る所管行政庁の指示を受けていないものを対象として、その工事に伴って取得等をされる建物の部分について10%の特別償却ができる措置を2年間延長 | 同上  |

## 【市民活動の促進】

| 要 望 項 目  | 結 果  | 担 当 者   |
|--|--|---|
| <p><b>【拡充・延長】</b><br/>           認定特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置の拡充・延長<br/>           (所得税、法人税、相続税、法人住民税、法人事業税)</p> | <p><b>【パブリックサポートテスト (PST) の緩和】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準値を1/5以上とする特例の適用期限を3年延長(平成23年3月31日まで。本則は1/3)</li> <li>・実績判定期間を原則5年に延長</li> <li>・各事業年度の基準値を1/10以上とする要件の廃止</li> <li>・PSTの分子に算入できる「一者当たり寄附金基準限度額」について、受入寄附金総額の5%から10%への引上げ</li> <li>・社員からの寄附金について、親族合算して「一者」の寄附金とみなす取扱いを廃止</li> <li>・一定の独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人からの補助金又は委託費について、行政からの補助金又は委託費と同様の取扱い</li> </ul> <p><b>【小規模法人の特例の緩和】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模法人の特例(※)の適用期限を3年延長(平成23年3月31日まで。)</li> <li>・小規模法人に適用されるPSTの基準値を1/3以上から1/5以上に引下げ</li> </ul> <p>(※) 収入規模が 800 万円未満の法人で、50 者以上の寄附者から、一者につき 3,000 円以上の寄附金を受けている法人に対して、簡易なPST算定式による判定を可能とする。</p> <p><b>【有効期間の延長】</b><br/>           認定の有効期間を2年から5年に延長</p> <p><b>【社員の親族要件等の廃止】</b><br/>           社員の親族要件(同族社員の割合が1/3以下)及び社員の特定の法人に係る要件(特定の法人の従業員等の割合が1/3以下)の廃止</p> <p><b>【寄附金の損金算入限度額の引上げ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定特定非営利活動法人への寄附金の損金算入限度額の引上げ(※)</li> </ul> <p>(※) 一般の寄附金に係る損金算入限度額とは別に認められている認定特定非営利活動法人への寄附金の損金算入限度額の所得基準を 2.5% (現行) から 5% に引上げる。</p> <p>損金算入限度額 = <math>\{(\text{資本金} \times 0.25\% + \text{所得の金額} \times 5.0\% \text{ (現行 } 2.5\%)) \div 2\}</math></p> | <p>国民生活局市民活動促進課<br/>           課長 伊藤剛嗣<br/>           (TEL: 03-3581-9965)</p> |

| 要望項目 | 結果   | 担当者 |
|------|--|-----|
|      | <p>【個人住民税における寄附金控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定特定非営利活動法人への寄附金のうち、地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県又は市区町村が条例により指定したものを個人住民税の寄附金控除の適用対象に新たに追加</li> </ul> <p>〔概要〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税額控除方式</li> <li>・ 寄附金に係る控除率：道府県民税 4 %、市町村民税 6 %</li> <li>・ 控除対象限度額：総所得の 30%</li> <li>・ 寄附控除における足切額：5,000 円</li> <li>・ 平成 21 年度分以後の個人住民税に適用</li> </ul> |     |

※「法案の内容を見て検討する」とこととされた項目

| 要望項目   | 担当者  |
|--|--|
| <p>【創設】<br/>地域力再生機構(仮称)に係る税制上の特例措置の創設（登録免許税、法人事業税）</p>                       | <p>地域力再生機構(仮称)準備室参事官 坪内 浩<br/>(Tel: 03-3581-9290)</p>  |
| <p>【拡充】<br/>独立行政法人国民生活センターの紛争解決機能の充実・強化に伴う税制上の非課税措置の拡充<br/>(固定資産税、都市計画税)</p> | <p>国民生活局消費者調整課<br/>課長 高田 潔<br/>(Tel: 03-3581-9358)</p> |

照会先：大臣官房企画調整課  
課長 中村昭裕、課長補佐 伊藤誠一  
(Tel: 03-3581-3513)